

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

## 改正案

## 現行

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限 （パーセント）	下限 （パーセント）
一～五（略）	（略）	（略）
六 次に掲げる送信設備 （一）（略） （二） 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（ <u>第四十九条の十六（一）、一四〇MHzを超え一、一六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。</u> ）及び <u>第四十九条の十六の二（一）、一四〇MHzを超え一、一六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。</u> ）において無線設備の条件が定められ	五〇	五〇

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限 （パーセント）	下限 （パーセント）
一～五（略）	（略）	（略）
六 次に掲げる送信設備 （一）（略） （二） 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。）	五〇	五〇
七～十八（略）	（略）	（略）

七、十八 (略)	(略)	(略)
----------	-----	-----

2・3 (略)

第四節の十三の二 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六の二 デジタル特定ラジオマイク(四七〇MHzを超え七一四MHz以下又は一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイクであつて、デジタル方式のものをいう。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 変調方式は、位相変調、周波数変調、~~直交振幅変調又は直交周波数分割多重変調~~であること。

四 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、~~次の値~~であること。

イ ~~占有周波数帯幅が二八八kHz以下のものにあつては、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)一四四kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。~~

ロ ~~一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用し、占有周波数帯幅が二八八kHzを超え六〇〇kHz以下のものにあつては、搬送波の周波数から八〇〇kHz離れた周波数の(±)三〇〇kHzの帯域内に輻射さ~~

2・3 (略)

第四節の十三の二 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六の二 デジタル特定ラジオマイク(四七〇MHzを超え七一四MHz以下又は一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイクであつて、デジタル方式のものをいう。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 変調方式は、位相変調、周波数変調 ~~又は直交振幅変調~~であること。

四 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、~~搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)一四四kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値~~であること。

~~れる電力が搬送電力より四〇デシベル以上低い値であること。~~

五 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。ただし、  
総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

六 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(略)

注

1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) F2A電波、F2B電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波1, 215MHzを超え2, 690MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局  
(特定ラジオマイクの陸上移動局を除く。)の送信設備  $2(10^{-6})$

(5)～(17) (略)

32～54 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第23 (略)

第24 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとし、電波の型式に冠して表示する。

五 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。

六 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(略)

注

1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) F2A電波、F2B電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波1, 215MHzを超え2, 690MHz以下を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備  
 $2(10^{-6})$

(5)～(17) (略)

32～54 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第23 (略)

第24 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、288kHz以下の値とし、電波の型式に冠して表示する。

1 1,240MHz を超え 1,260MHz 以下の周波数の電波を使用するものであつて、占有周波数帯幅が 288kHz を超えるもの 600kHz

2 1以外のもの 288kHz

第 25～第 65 (略)

第 25～第 65 (略)